



平成 18 年 5 月 26 日

各 位

株式会社 自然堂
代表取締役社長 新川 隆 丈
(JASDAQ コード : 2 3 4 0)
問合せ先
執行役員管理本部長 松本 俊 二
(TEL . 03 - 5275 - 0580)

当社取締役及び監査役に対するストックオプション（新株予約権）
報酬額及び内容に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 27 期定時株主総会に、当社取締役及び監査役に対するストックオプション（新株予約権）としての報酬額及び内容に関する議案を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

平成 13 年 6 月 28 日開催の第 22 期定時株主総会において、当社の取締役報酬額は年額 200 百万円以内（但し、「第 5 号議案 取締役の報酬額改定の件」が原案どおりに承認可決された場合は、年額 300 百万円以内）、監査役報酬額は年額 50 百万円以内とする旨ご承認いただき、今日に至っておりますが、これらの報酬額とは別枠として、非金銭報酬として新株予約権を取締役について年額 200 百万円及び監査役については年額 50 百万円の範囲で付与することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役は 4 名、監査役は 4 名ですが、「第 3 号議案 取締役 3 名選任の件」が原案どおりに可決されますと、取締役は 6 名になります。

また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼取締役の使用人給与分は含まないことにいたしたいと存じます。

1 . 新株予約権を取締役及び監査役の報酬として付与することを相当とする理由

当社取締役の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、また当社監査役の適正な監査に対する意識を高めることを目的として、当社取締役及び当社監査役に対して、新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

取締役については当社普通株式 80,000 株を、監査役については当社普通株式 10,000 株を、各事業年度に係る定時株主総会開催日の翌日以降 1 年間に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、その他株式数の変更をすることが適切な場合は、当社が必要と認める調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の総数

取締役については 800 個を、監査役については 100 個を、各事業年度に係る定時株主総会開催日の翌日以降 1 年間に割当てることができる新株予約権の上限とする

また、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は 100 株とする。ただし、(1) に定める株式数の調整を行った場合は、付与株式数について同様の調整を行う。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受ける株式 1 株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、1 株当たりの払込み金額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）におけるジャスダック証券取引所における終値平均値とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の割当日の終値を下回る場合には、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が募集株式の発行、合併、株式分割または株式併合等を行うことにより、行使価額を変更することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする（調整による 1 円未満の端数は切り上げる）。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から 2 年を経過した日より 4 年間の範囲内で当社取締役会において定める期間とする。

(5) 新株予約権のその他の内容

その他の新株予約権の内容等については、当該新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上